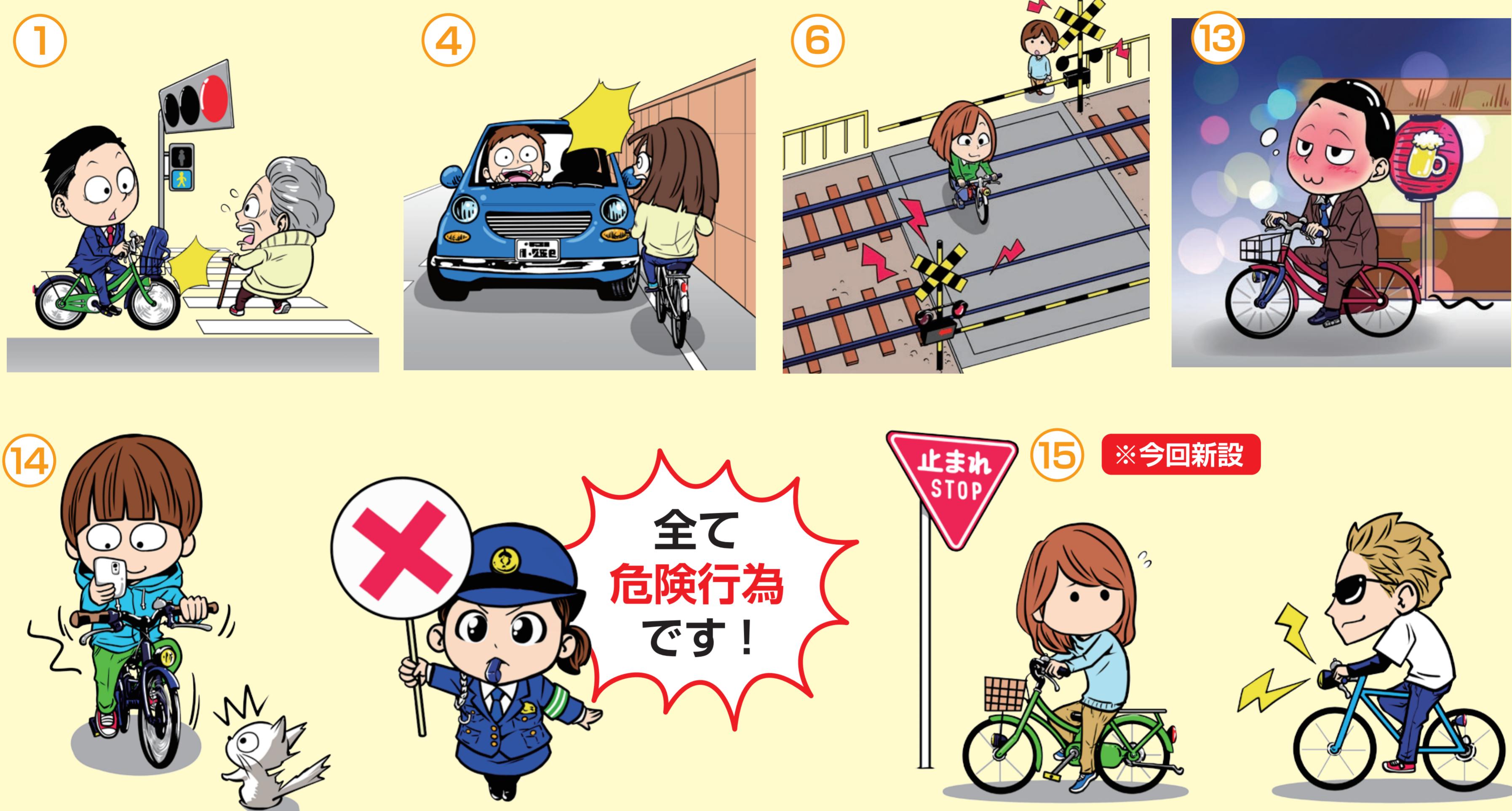


自転車はルールを守って楽しく乗りましょう!

2020年6月30日に改正道路交通法が施行され「幅寄せ、ベルを執拗に鳴らすなどの妨害行為」も危険行為に加えられました。



イラスト：千田純生

① 信号無視

赤信号を無視してはいけません。

② 通行禁止違反

「歩行者用道路」など自転車の通行が禁止されている区間を通行してはいけません。

③ 歩道を通行する車両の義務違反

車両通行可とされている歩道を通行する際は、歩行者に注意し徐行しなければいけません。歩行者が優先です。

④ 通行区分違反

歩道と車道の区別のある道路では、車道の左側を通行しなければいけません。

⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害

路側帯は歩行者の妨げにならない速度で通行しなければいけません。

⑥ 遮断踏切への侵入

踏切の遮断機が閉じたり、警報機が鳴ったりしている間は入ってはいけません。

⑦ 交差点安全進行義務違反等

交差点への進入時は、優先道路を走行する車両や、幅が明らかに広い道路を行進する車両の進行を妨害してはいけません。交差点進入時や交差点通行時は、横断する歩行者に注意を払い、安全な速度で進行しなければいけません。

⑧ 交差点優先車妨害等

交差点を右折する時に、直進車や左折車の進行を妨害してはいけません。

⑨ 環状交差点安全進行義務違反等

環状交差点に進入する際は徐行して、通行する車両の進行を妨害してはいけません。

⑩ 指定場所の一時不停止

止まれ標識や一時停止の指定がある場所は、一旦停止をしなくてはいけません。

⑪ 歩道通行時の通行方法違反

道路標識で自転車通行可とされている歩道を通行する際は、車道寄りを安全な速度で通行し、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければいけません。

⑫ 制御装置(ブレーキ)不良自転車運転

ブレーキが正常に作動しない自転車、前輪及び後輪にブレーキを備え付けていない自転車を運転してはいけません。

⑬ 酒酔い運転

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

⑭ 安全運転義務違反

傘差しやスマートフォンを使用しながらの運転は危険です！

ハンドルやブレーキを確実に操作し、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければいけません。

⑮ 妨害運転 ※今回新設

他の通行を妨げる目的で以下の行為をしてはいけません。

- 逆走して進路を妨害
- 幅寄せ
- 不必要的急ブレーキ
- 車間距離の不保持
- 追い越し違反
- ベルを執拗に鳴らす
- など

危険行為で3年間に2回摘発されると安全講習を受講するように命令され、従わない場合は5万円以下の罰金が課せられます（14歳以上の運転者が対象）。なお、安全講習は受講手数料が必要です。



このポスターは、競輪の補助により作成しました。
<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>



バイクロジー運動をすすめる会

一般財団法人 日本自転車普及協会